

追い抜かれてない？
あなたの時給



ギクッ

としたら

今すぐ裏面をチェック! ▶

クラシノ
ソコアゲ
応援団!

RENGOキャンペーン
一人ひとりが主役です。

2019年
10月1日 から
神奈川県の
地域別最低賃金は
minimum wage

1,011 時給
円

午後10時～午前5時に
勤務する場合
深夜割増25%を加算 **1,264** 時給
円

深夜 **時間外** **休日** に働くと、**割増賃金**が適用される場合があります。
詳しくは、連合へご相談ください

最低賃金は、
国が法に基づいて定める
賃金の最低額です。

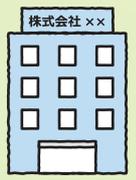
下回ったら法律違反!

会社には、最低賃金以上の賃金を支払う
義務があります。
この額を下回ると法律違反となり、労働
者は差額を請求することができます。



**都道府県ごとに
毎年見直し!**

**派遣先の
最低賃金を適用!**



派遣で働く方には、派遣元
ではなく、派遣先の地域の
最低賃金が適用されます。



**業種によってはより高い
最低賃金が適用される場合も!**

『あれ?』と思ったら「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ



いこうよ れんごう に
0120-154-052

祝祭日を除く
平日9:00~17:30
受付中

連合神奈川
<https://rengo.or.jp/>

連合神奈川

検索

あなたの給料が 最低賃金に 追い抜かれていないか

チェック!!



1 確認

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象 基本給 + 諸手当※
※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象でない ・ボーナス ・残業代 ・精皆勤手当
・通勤手当 ・家族手当 ・その他臨時の手当

2 比較

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 $\text{日給額} \div (\text{1日の所定労働時間})$

週給の人 $\text{週給額} \div (\text{1日の所定労働時間} \times \text{週の所定労働日数})$

月給の人 $\text{月給額} \div (\text{1日の所定労働時間} \times \text{年間所定労働日数} \div 12)$

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください

3 相談

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。

「最低賃金よりも低い!?」「おかしいな?」と思ったら
なんでも労働相談ダイヤルへ!



 連 合 神 奈 川

 0120-154-052

い こう よ れん ご う に